

[illegible]

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	いわなが歯科長崎 駅前クリニック	4230138580	長崎県長崎市大黒町 2 番 5 号 アリオッソ II 3 階	無床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年4月26日	令和6年度決算の決定
〃	令和7年度の役員報酬額の決定
令和8年2月28日	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	理事及び監事の任期満了による改選

様式 3 - 3

法人名 医療法人 令仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市大黒町2番5号アリオッソⅡ3階

貸 借 対 照 表
(令和8年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	34,180	I 流 動 負 債	10,294
II 固 定 資 産	14,582	II 固 定 負 債	26,134
1 有 形 固 定 資 産	11,243	負 債 合 計	36,428
2 無 形 固 定 資 産	901	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	2,438	科 目	金 額
		I 基 金	15,000
		II 積 立 金	△ 2,666
		代 替 基 金	0
		繰越利益剰余金	△ 2,666
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	12,334
資 産 合 計	48,762	負債・純資産合計	48,762

様式 4 - 2

法人名 医療法人 令仁会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市大黒町2番5号アリオッソⅡ3階

損 益 計 算 書
(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	85,557
2 事業費用	88,196
本来業務事業損失	2,639
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,639
II 事業外収益	1,709
III 事業外費用	196
経常損失	1,126
IV 特別利益	0
V 特別損失	903
税引前当期純損失	2,029
法人税等	77
当期純損失	2,106

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 令仁会
所在地 長崎県長崎市大黒町2番5号アリオッソⅡ3階

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和8年2月28日現在)

1. 資 産 額	48,762 千円
2. 負 債 額	36,428 千円
3. 純 資 産 額	12,334 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		34,180
B 固 定 資 産		14,582
C 資 産 合 計 (A + B)		48,762
D 負 債 合 計		36,428
E 純 資 産 (C - D)		12,334

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 令仁会

理事長 岩永 正憲 殿

私は、医療法人令仁会の令和7会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年4月24日

医療法人令仁会

監事 中村 公嗣

